

行動制限最小化のための指針

公益財団法人神経研究所附属 晴和病院

I 法人における行動制限最小化に関する基本的な考え方

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下精神保健福祉法）第 36 条第 1 項において「精神科病院の管理者は、入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。」との条文があり、最小化理念が謳われている。当院は任意入院のみの全開放病棟であるため、隔離、拘束などの行動制限を行うことはない。しかし、外出・外泊や面会のやむを得ずに行う制限など、病状に照らして適正かどうか検討する必要がある。精神保健法に定める基準を順守するとともに患者の人権に配慮した対応をするため本指針を策定しすべての職員は本指針に従い業務にあたる。

II 行動制限の定義

1. 身体的拘束

抑制帯、患者の身体又は衣類に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限

2. 隔離

内側から患者本人の意思によっては出ることができない部屋の中へ一人だけ入室させることによりその患者を他の患者から遮断する行動の制限

3. 通信・面会の制限

電話や信書などの通信や面会に関する制限

4. 外出・外泊の制限

外出可能な範囲を設けたり、同伴者の有無を必要とする制限

III 行動制限最小化委員会に関する事項

1. 設置及び開催

行動制限最小化委員会を設置し、行動制限最小化を目指すための取り組みの確認・改善を検討する。委員会は毎月 1 回（虐待防止委員会と合わせて）を基本として、その他必要に応じて招集する。委員会の詳細は「晴和病院 行動制限最小化委員会規定」に記す。

2. 委員の責務

行動制限のない法人運営に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームによる支援を行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。行動制限最小化委員会は患者の自立と社会参加のための支援を妨げることをないよう、定期的、適宜、委員会を開催して行動制限最小化に努めることをその責務とする。

Ⅳ 行動制限最小化のための職員研修に関する基本方針

すべての職員に対して、行動制限最小化と人権擁護に関する正しい認識を教育する機会を設ける。行動制限最小化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づいた行動制限最小化対策の徹底を行う。

1. 全職員を対象として、年間研修計画に沿って、行動制限最小化に関する研修を必ず実施する。
2. その他必要と認めた場合は随時実施する。

Ⅴ 行動制限最小化に関する基本方針

1. 隔離、身体拘束は絶対行わない。
2. 通信・面会については原則自由に行えることになるが、電話および面会については、病状の悪化を招いたり、治療効果を妨げるなど合理的な理由がある場合、医療と保護に欠くことのできない限度で制限を行うことがある。必ず診療記録に残す。

しかし以下の3点は絶対制限をしない。

- 1) 信書の発受の制限
 - 2) 都道府県及び地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに患者の代理人である弁護士との電話の制限
 - 3) 都道府県及び地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに患者の代理人である弁護士及び患者又は家族等その他の関係者の依頼により患者の代理人となろうとする弁護士との面会の制限
3. 外出・外泊については原則自由に行えるが、病状の悪化を招いたり、治療効果を妨げるなど合理的な理由がある場合、医療と保護に欠くことのできない限度で、医師の指示のもと外出範囲や同伴者の必要性などの制限を行うことがある。

Ⅵ 患者等に対する当指針の閲覧に関する基本方針

当指針は求めに応じていつでも病院内で閲覧できるようにする。またホームページに掲載し、患者、患者家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

Ⅶ その他行動制限最小化推進のために必要な基本方針

患者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すため、内部研修の他、外部研修にも積極的に参加し、常に研鑽を図っていく。

付則

この指針は 2025 年 4 月 1 日から施行する